

(流山市) 従業員送迎バスに係る市内の駅前利用に関する 市からのお願い (補足付き)

(目的)

第1 従業員送迎バス(以降、「送迎バス」という)の需要が増加し、限られた駅前スペースを有効に活用する必要があります。今後更に増加する送迎バスの駅前利用(停車位置等)について、駅前スペースの有効的な活用と、企業(送迎バス運行事業者含む)間、地域住民及び駅利用者とのトラブル防止を目的にお願いするものです。

【補足】

現在(令和3年11月22日時点)で、新川耕地の物流施設の従業員の送迎バスは現在で、平日1日当たり江戸川台駅から28便、初石駅から42便、流山おおたかの森駅から26便、南流山駅から13便運行しています。

同物流施設は、全14棟の計画の内、8棟が稼働しており従業員は約5,200人(令和4年1月現在)、全稼働となった場合は約9,000人となる見込みであり、現在の1.5倍近くの送迎バス運行が考えられ、この送迎バスが駅前で出発時間まで待機することにより、駅利用者(一般車両や歩行者、近隣住民など)の迷惑となる恐れがあります。

このような状況を鑑み、流山市が待機時間上限など、一定の「お願い」をするものです。

(対象企業)

第2 送迎バスの需要が特に増加している次の鉄道駅を、従業員の送迎に利用する企業とします。

- (1) 流山おおたかの森駅
- (2) 初石駅
- (3) 江戸川台駅
- (4) 南流山駅

【補足】

鉄道駅の選定については、同物流施設が現在送迎バスを運行している4駅を選定しました。

企業の選定については、同物流施設の送迎バスが大半を占めるものの、その他企業の送迎バスが長時間待機することにより、物流施設の送迎バスが所定

の時間・位置に停車できないなど、後続する送迎バス全体に影響が発生します。

(お願い事項)

第3 お願い事項は次のとおりです。

(1) 停車位置：送迎バスは、その他送迎車両（他企業の送迎バスや一般車両等）と譲り合いにより他者の妨げとならない位置に停車して下さい。

【補足】

一般の送迎車両等の乗降については、法的な規制がないことから、停車位置を制限することは出来ませんので、「譲り合い」をお願いします。

(2) 停車時間：送迎バスの停車時間は、概ね5分を上限として下さい（乗車の際はバス利用者が待機し、乗降にあたっては、バスの到着後、速やかに乗降を行い発進して下さい。）。

【補足】

大型バスの乗降に係る時間は、バス事業者のヒアリングにより5分程度必要でした。よって、バス利用者が予めバスを待ち、バス到着後速やかに乗車（降車）すれば、概ね5分以内に収まる想定です。

(3) 待機場所：送迎バスは、送迎時刻までバスの待機が生じないように、企業敷地内（独自に許可を得た私有地含む）で時間調整を行い、やむを得ず敷地外で時間調整を行う場合は、市民生活等の妨げにならない安全な場所で待機して下さい。

【補足】

乗降の停車時間上限を設定しても、駅前周辺で待機することで、駅利用者（一般車両や歩行者、近隣住民など）の迷惑となります。

(4) 法令等：送迎バスは、道路交通法、その他法令及び個別に定めるルール等を遵守して下さい。

【補足】

法令遵守は優先されるものです。

(その他)

第4 その他の取り決め事項等は次のとおりです。

(1) 送迎バスを利用する従業員が一般歩行者の妨げにならないよう配慮（誘導員の配置や待機ルールの運用等）して下さい。

【補足】

多くの従業員が一団となって待機した場合、一般歩行者への影響を最小限にする必要があります。

(2) 他企業や近隣住民等から苦情があった場合は、苦情元の企業で対応して下さい。

【補足】

原因者で対応することが、前提となります。

(3) 本「お願い」は、流山市まちづくり推進課が所管します。

流山市まちづくり推進課

住所：流山市平和台1-1-1

電話：04-7150-6090

FAX：04-7158-9777

メール：koutsu@city.nagareyama.chiba.jp

【補足】

所管課を明確するものです。

附 則

この「お願い」は、令和4年6月1日から運用します。